様式第二号の九（第八条の四の六関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2026 年 6 月 24 日

群馬県知事　　あて

群馬県
東部環境事務所
-8.6.24
収受

提出者　　〒370-0313
住　所　群馬県太田市新田反町町174-1
氏　名　日本道路株式会社　群馬営業所
所長　金子　明浩
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　0276-56-7070

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和7年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

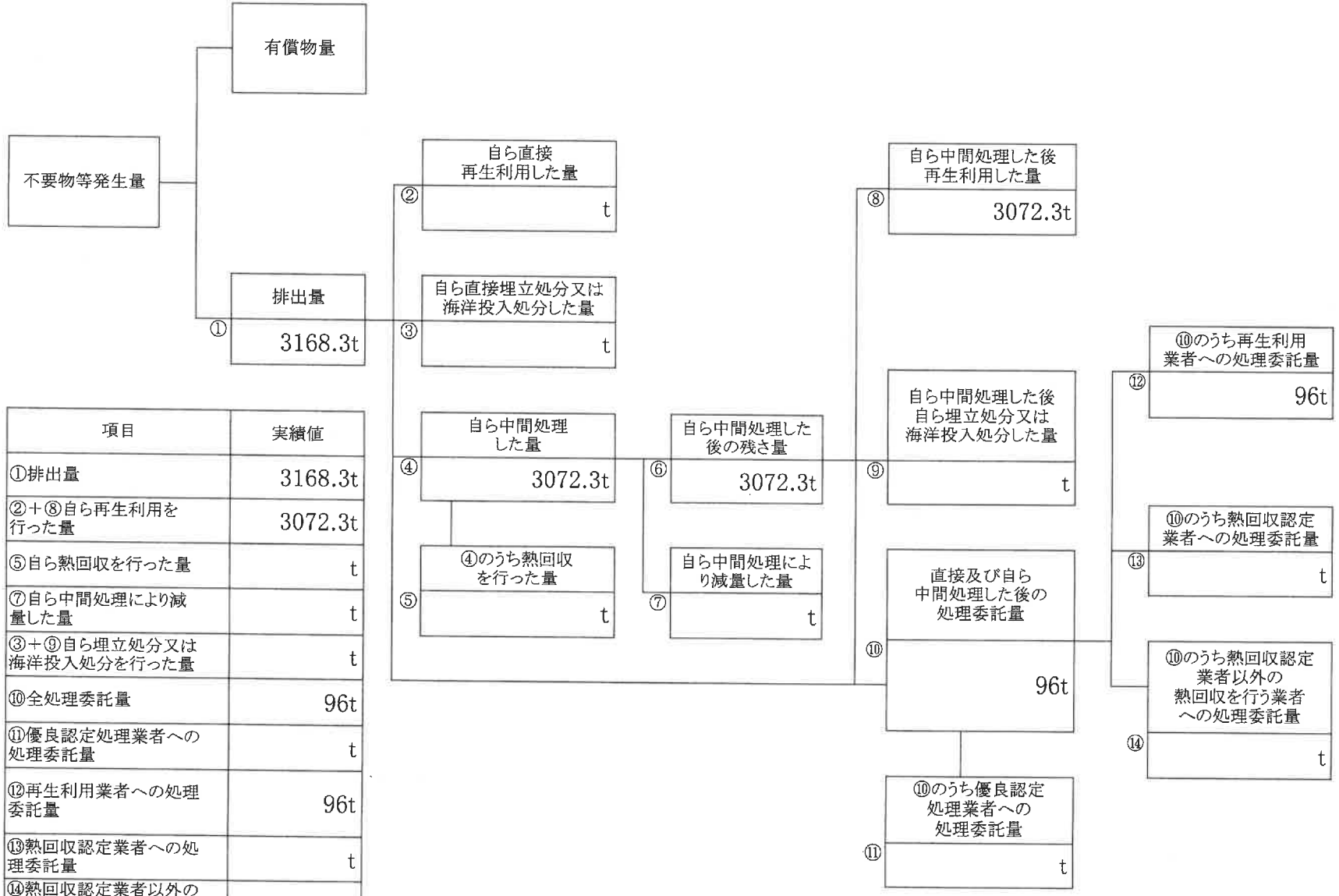
事業場の名称	日本道路株式会社　群馬営業所
事業場の所在地	群馬県太田市新田反町町174-1
事業の種類	大分類:建設業　中分類:総合建設業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和~~8~~7年4月1日から令和~~9~~8年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	6,179t	全処理委託量	379t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	5,800t	優良認定処理業者への処理委託量	14t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	379t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

（日本産業規格　A列4番）

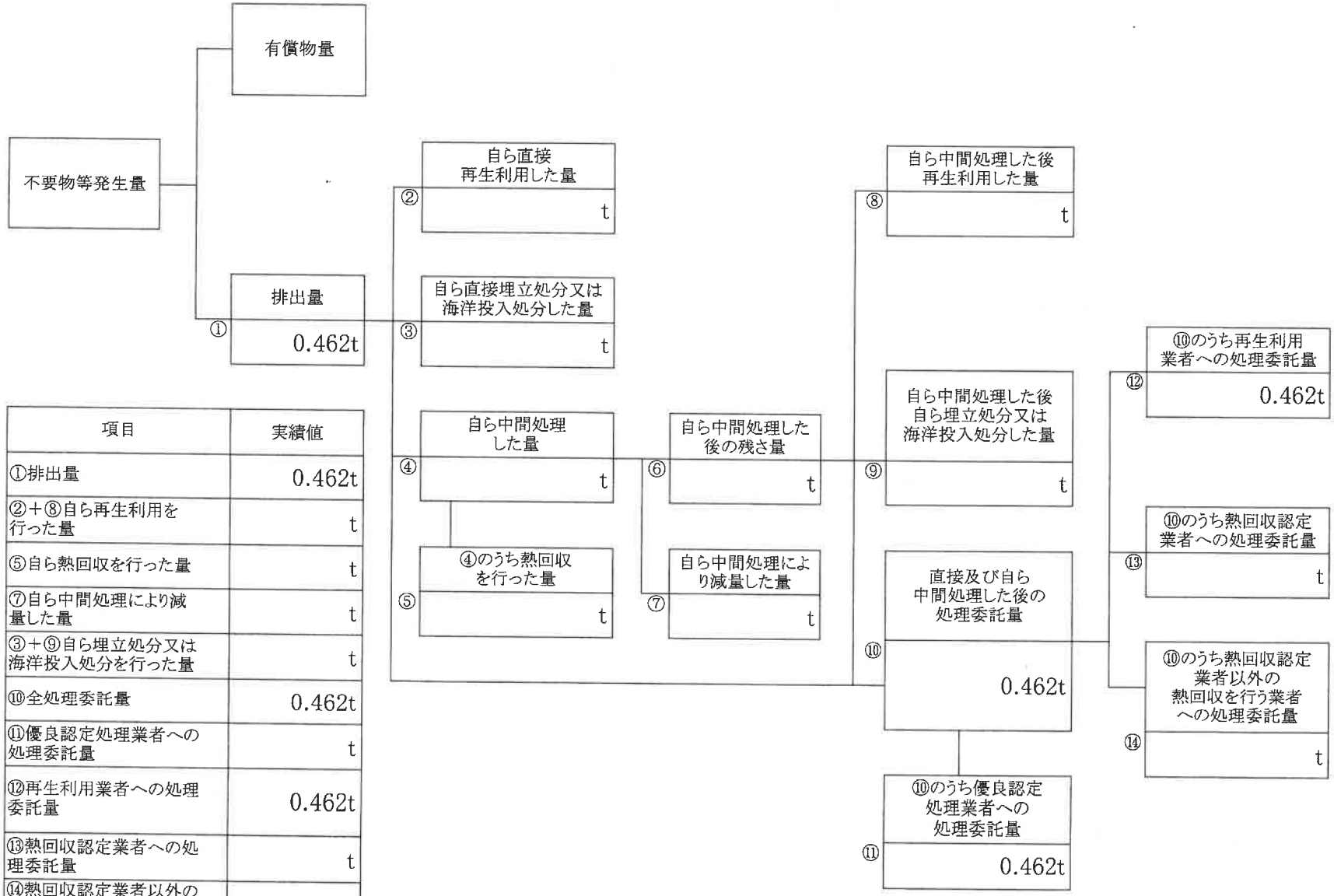
計画の実施状況　　（産業廃棄物の種類：がれき類　　）



項目	実績値
①排出量	3168.3t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	3072.3t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	96t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	t
⑫再生利用業者への処理委託量	96t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

（第2面）

計画の実施状況　　（産業廃棄物の種類：汚泥　　）

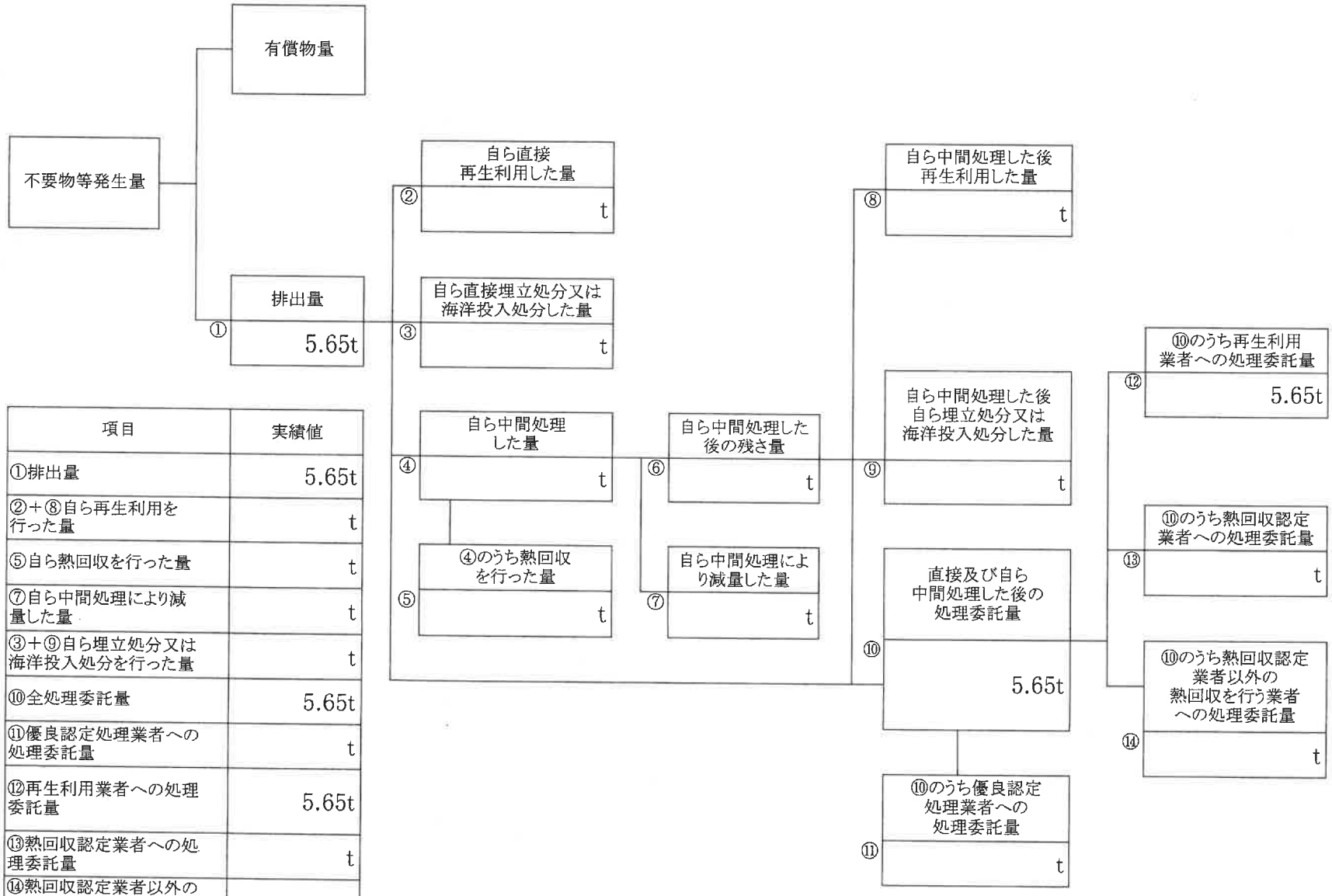


項目	実績値
①排出量	0.462t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	0.462t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.462t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

（第2面）

計画の実施状況

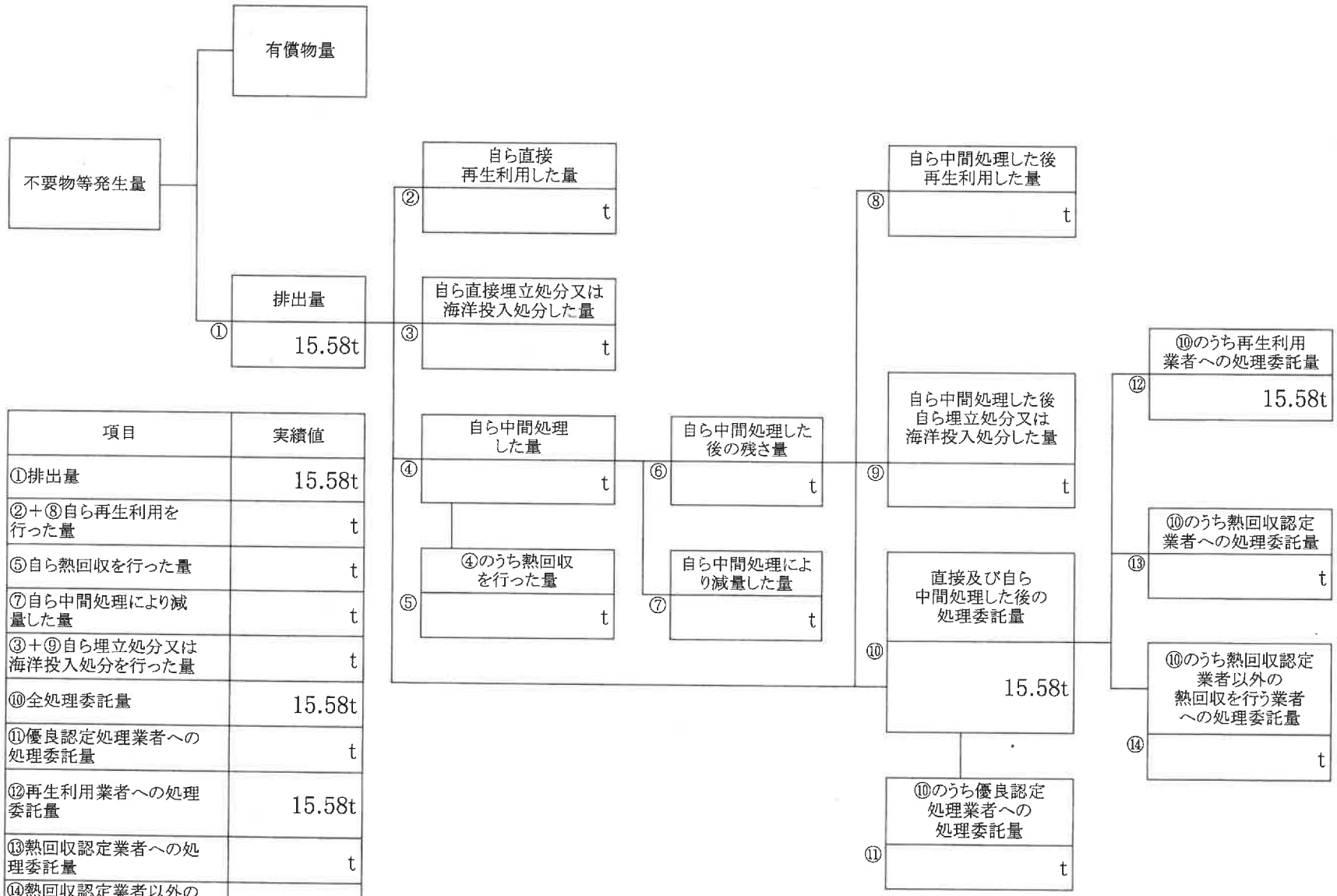
（産業廃棄物の種類：金属くず　　）



項目	実績値
①排出量	5.65t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	5.65t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	t
⑫再生利用業者への処理委託量	5.65t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

（第2面）

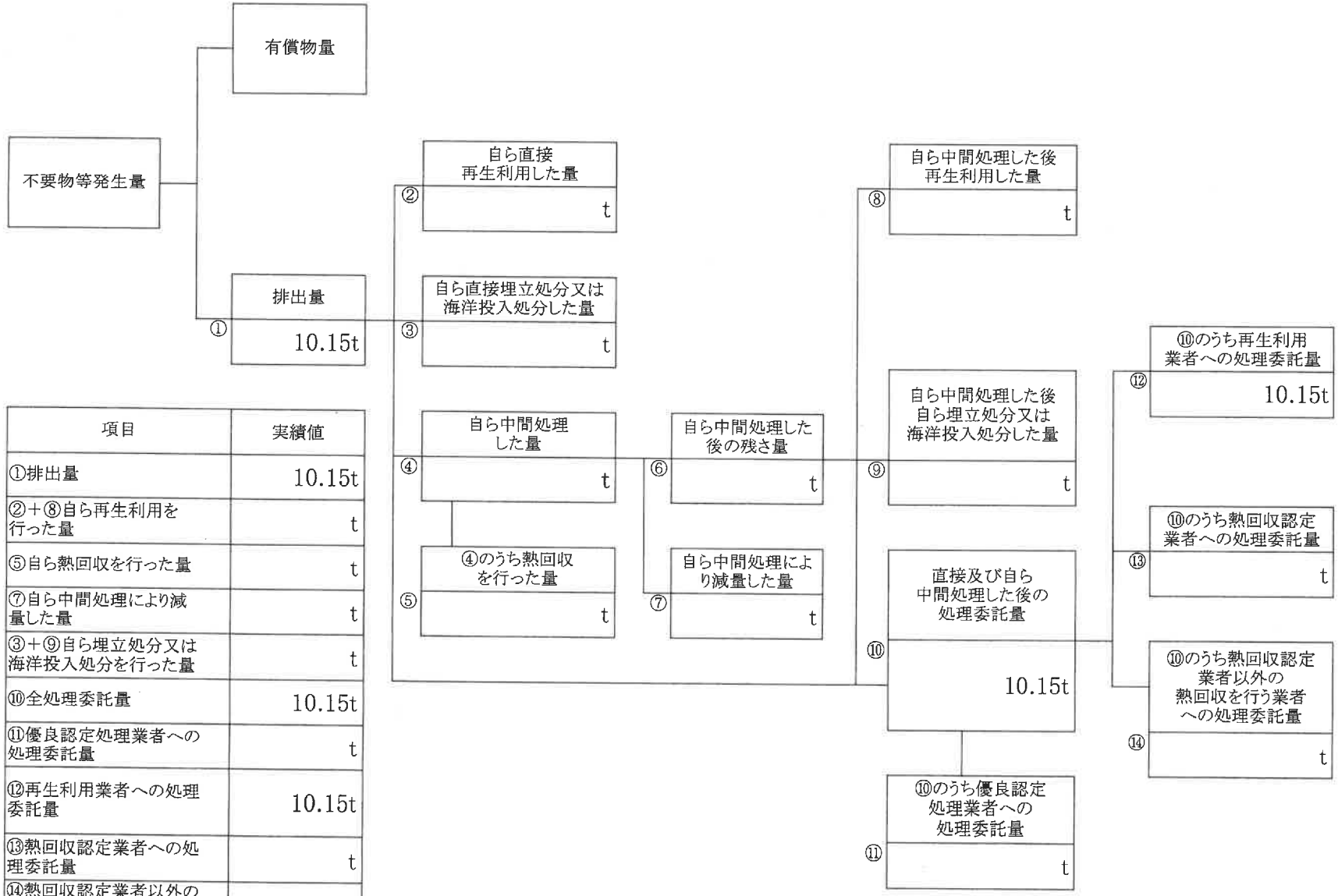
計画の実施状況　　（産業廃棄物の種類：混合　　）



項目	実績値
①排出量	15.58t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	15.58t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	t
⑫再生利用業者への処理委託量	15.58t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

（第2面）

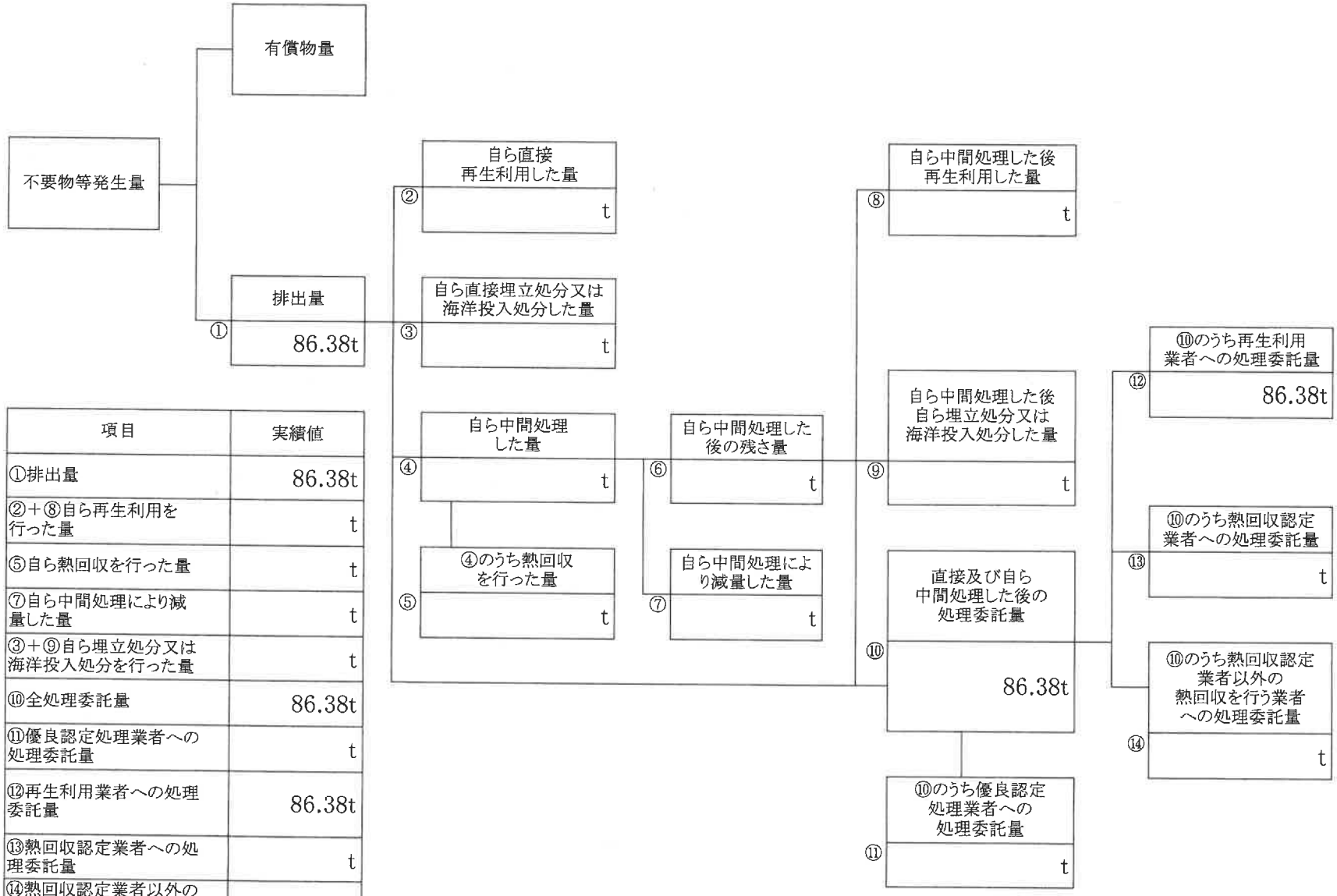
計画の実施状況　（産業廃棄物の種類：廃プラスチック類　）



項目	実績値
①排出量	10.15t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	10.15t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	t
⑫再生利用業者への処理委託量	10.15t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

（第2面）

計画の実施状況　（産業廃棄物の種類：木くず　）



項目	実績値
①排出量	86.38t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	86.38t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	t
⑫再生利用業者への処理委託量	86.38t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

（第2面）

備考

1　翌年度の6月30日までに提出すること。

2　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3　「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4　第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5　第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6　産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7　※欄には、何も記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度 （令和7年度） 実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	木くず	紙くず	建設混合廃棄物	汚泥	ガラス・陶磁器くず	金属くず
排　出　量	3168.3t	10.15t	86.38t	0t	15.58t	0.462t	0 t	5.65t

（これまでに実施した取り組み）

・産業廃棄物対策組織の編成及び社内での環境パトロールの実施。
・発注者及び社内での施工計画段階での設計内容の確認、打ち合わせ、工法検討等の実施。
・産業廃棄物の分別回収の実施及び社員、作業員への教育の実施。
・現場から発生する一般廃棄物（弁当がら等）とは区分して管理処分する。
・既存コンクリート構造物、製品で再利用可能なものは発注者と協議し再利用する。

②計画

【 目 標 】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	木くず	紙くず	建設混合廃棄物	汚泥	ガラス・陶磁器くず	金属くず
排出量	3000t	5t	85t	1t	15t	1 t	0 t	3t

（今後実施する予定の取り組 現状の取り組みを引き続き実施し、周知徹底に努める。

・産業廃棄物対策組織の編成及び社内での環境パトロールの実施。
・発注者及び社内での施工計画段階での設計内容の確認、打ち合わせ、工法検討等の実施。
・建設混合廃棄物の減量のため、産業廃棄物の分別回収の実施及び社員、作業員への教育の継続実施。
・現場から発生する一般廃棄物（弁当がら等）とは区分して管理処分する。
・既存コンクリート構造物、製品で再利用可能なものは発注者と協議し再利用する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取り組み）

・がれき類、木くず、廃プラ類、金属くず、建設混合廃棄物の5種類。これ以外が現場にて発生した場合は、その都度契約を行い適正に処理する。
・分別計画を作成し社員、作業員、処理業者に対して分別方法の周知徹底を行う。　・廃棄物の集積方法、運搬方法を決め関係者に周知する。
・がれき類以外は各各の専用の回収箱を設置し分別表示板を取り付ける。　・社員、作業員への分別回収のための教育の実施。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取り組み）

・がれき類、木くず、廃プラ類、金属くず、建設混合廃棄物の5種類。これ以外が現場にて発生した場合は、その都度契約を行い適正に処理する。
・分別計画を作成し社員、作業員、処理業者に対して分別方法の周知徹底を行う。　・廃棄物の集積方法、運搬方法を決め関係者に周知する。
・がれき類以外は各各の専用の回収箱を設置し分別表示板を取り付ける。　・社員、作業員への分別回収のための教育の実施。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項							
①現状	【前年度（令和7年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	がれき類					
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	3,168.3 t	t	t	t	t	t
	（これまでに実施した取り組み）がれき類は、自社中間処理工場（がれき類）へ優先で搬入処理を実施した。						
②計画	【 目 標 】						
	産業廃棄物の種類	がれき類					
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	3,000 t	t	t	t	t	t
	（今後実施する予定の取り組み）がれき類は、自社中間処理工場（がれき類）へ優先で搬入処理を実施した。						
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項							
①現状	【前年度（令和7年度）実績】 該当無し						
	産業廃棄物の種類						
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t
	（これまでに実施した取り組み） ・がれき類は、自社中間処理工場（がれき類）へ優先で搬入処理を実施した。						
②計画	【 目 標 】 該当無し						
	産業廃棄物の種類						
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t
	（今後実施する予定の取り組み） ・がれき類は、自社中間処理工場（がれき類）へ優先で搬入処理を実施する。						

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】　該当なし

産業廃棄物の種類								
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量								

（これまでに実施した取り組み）

②計画

【目標】　該当なし

産業廃棄物の種類								
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量								

（今後実施する予定の取り組み）

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	木くず	紙くず	建設混合廃棄物	汚泥	ガラス・陶磁器くず	金属くず
全処理委託量	3168.3 t	10.15 t	86.38 t	0 t	15.58 t	0.462 t	0 t	5.65 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	3,168.3 t	10.15 t	86.38 t	0 t	15.58 t	0.462 t	0 t	0.565 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

（これまでに実施した取り組み）

・廃棄物の委託処理にあたっては廃棄物処理法に則して行うこととし、保管の当っては保管基準を遵守する。

・がれき類、木くず、金属くず、紙くずはほぼ100％再生利用されている。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画

【 目 標 】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	木くず	紙くず	建設混合廃棄物	汚泥	ガラス・陶磁器くず	金属くず
全処理委託量	3,000 t	5 t	85 t	1 t	15 t	1 t	0 t	3 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	3,000 t	5 t	85 t	1 t	15 t	1 t	0 t	3 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

（今後実施する予定の取り組み）

・廃棄物の委託処理にあたっては廃棄物処理法に則して行うこととし、保管の当っては保管基準を遵守していく。

・がれき類、木くず、金属くず、紙くず、廃プラスチック類は、100％再生利用となるようにしていく。

・処理業者のリサイクル率を比較検討し、1品目でも多く100%再生利用になるようにし、優良認定処理業者へ処理委託するよう努めていく。

※事務処理欄